第６章

障害児通所支援サービス等

## 　障害児通所支援

利用者のニーズに応じて、障害児通所支援サービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス）の確保と、必要に応じて事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

### 　児童発達支援

児童発達支援は、集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

#### ①　第１期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、増加しており、計画を上回って推移しています。

##### 　児童発達支援の第１期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 196 | 223 | 206 | 256 | 216 | 256 |
| 利用延日数（日／月） | 2,403 | 2,604 | 2,527 | 2,959 | 2,657 | 2,974 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

##### 　児童発達支援の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用児数（人／月） | 294 | 339 | 389 |
| 利用延日数（日／月） | 3,420 | 3,933 | 4,523 |

#### ③　見込量の確保策

市内に28カ所（定員数354、令和２年４月１日現在）の児童発達支援提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

### 　医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援や治療を行うサービスです。

#### ①　第１期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、横ばいで、計画を下回って推移しています。

##### 　医療型児童発達支援の第１期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 55 | 42 | 55 | 44 | 55 | 44 |
| 利用延日数（日／月） | 332 | 226 | 332 | 238 | 332 | 237 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

##### 　医療型児童発達支援の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用児数（人／月） | 46 | 46 | 46 |
| 利用延日数（日／月） | 249 | 249 | 249 |

#### ③　見込量の確保策

市内に２カ所（令和２年４月１日現在）の医療型児童発達支援提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

### 　放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある児童に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

#### ①　第１期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、おおむね計画どおりに推移し、増加しています。

##### 　放課後等デイサービスの第１期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 709 | 756 | 777 | 813 | 839 | 854 |
| 利用延日数（日／月） | 9,923 | 9,997 | 10,789 | 10,983 | 11,512 | 11,410 |

#### ②　見込量

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童の利用状況などから、今後も、増加すると見込みます。

##### 　放課後等デイサービスの見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用児数（人／月） | 896 | 941 | 988 |
| 利用延日数（日／月） | 11,981 | 12,580 | 13,209 |

#### ③　見込量の確保策

市内に64カ所（定員数703（うち共生型38）、令和２年４月１日現在）の放課後等デイサービス提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれること、また、今後も新規事業者の参入が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

### 　保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、訪問支援員が障がいのある児童の通う保育所（園）や幼稚園などを訪問し、障がいのある児童が集団生活において他の児童と適応するための専門的な支援を行うサービスです。

#### ①　第１期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、横ばいで推移しています。

##### 　保育所等訪問支援の第１期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 19 | 24 | 21 | 24 | 24 | 24 |
| 利用延日数（日／月） | 36 | 39 | 42 | 38 | 48 | 39 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

##### 　保育所等訪問支援の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用児数（人／月） | 24 | 24 | 24 |
| 利用延日数（日／月） | 39 | 39 | 39 |

#### ③　見込量の確保策

市内に７カ所（令和２年４月１日現在）の保育所等訪問支援提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

### 　居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

#### ①　第１期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、市内に事業所がなく、利用実績もありません。

##### 　居宅訪問型児童発達支援の第１期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 6 | 0 | 7 | 0 | 8 | 0 |
| 利用延日数（日／月） | 36 | 0 | 42 | 0 | 48 | 0 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの利用実績はありませんが、次のとおり見込みます。

###### 　居宅訪問型児童発達支援の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用児数（人／月） | 0 | 1 | 1 |
| 利用延日数（日／月） | 0 | 6 | 6 |

#### ③　見込量の確保策

市内に２カ所（令和２年４月１日現在）の居宅訪問型児童発達支援提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

## 　障害児相談支援等

### 　障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある児童が障害児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

#### ①　第１期計画と実績

児童発達支援の利用などから、利用児数は増加しており、計画をやや上回って推移しています。

###### 　障害児相談支援の第１期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 221 | 208 | 256 | 266 | 292 | 316 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

###### 　障害児相談支援の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用児数（人／月） | 344 | 375 | 409 |

#### ③　見込量の確保策

市内に24カ所（令和２年４月１日現在）の障害児相談支援事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

### 　医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

#### ①　見込量

現在、コーディネーター４人を配置しており、次のとおり見込みます。

###### 　医療的ケア児支援コーディネーターの見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 配置人数（人） | 4 | 4 | 4 |

#### ②　見込量の確保策

既に配置されている４人の確保を図ります。

## 　障がいのある児童の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援事業等の利用を希望する障がいのある児童が、適切な支援等を受けられるよう、保育所（園）・認定こども園、放課後児童健全育成事業における体制の整備に努めます。

### 　保育所（園）・認定こども園

保育所（園）は、施設により異なりますが、０歳から５歳までの児童のうち、保護者が就労等のために家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園は、施設により異なりますが、保育が必要な０歳から２歳までの児童と、保護者の就労等の有無にかかわらず３歳から５歳までの児童が利用できる、保育と教育を一体的に行う施設です。

ともに、障がいのある児童の支援も行っています。

#### ①　第１期計画と実績

障がいのある児童の利用は、ほぼ横ばいで、計画を下回って推移しています。

###### 　保育所（園）・認定こども園の障がいのある児童の第１期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 利用児数（人／月） | 150 | 130 | 150 | 136 | 150 | 129 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

###### 　保育所（園）・認定こども園の障がいのある児童の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用児数（人） | 130 | 140 | 140 |

#### ③　見込量の確保策

障がいのある児童の利用実績のある35カ所（令和２年４月１日現在）の保育所（園）・認定こども園により、見込量は確保できると考えます。

### 　放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の居場所を確保するため、主に小学校の余裕教室を活用して実施し、障がいのある児童の支援も行っています。

#### ①　第１期計画と実績

障がいのある児童の利用は、ほぼ横ばいで、計画を上回って推移しています。

###### 　放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の第１期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 利用児数（人／月） | 113 | 150 | 113 | 136 | 113 | 135 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

###### 　放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用児数（人） | 135 | 140 | 140 |

#### ③　見込量の確保策

障がいのある児童の利用実績のある33カ所（令和２年４月１日現在）における放課後児童健全育成事業の実施により、見込量は確保できると考えます。